

熱中症対策に向けた指針

1. 目的

この指針は熱中症の早期発見と重篤化防止のため、作業現場の実態に即した詳細な体制を整備する

2. 報告体制の明確化と周知

(1) 報告対象者の明確化

「熱中症の自覚症状がある職員」：本人

「熱中症のおそれがある職員を発見した者」：同僚・管理者等

(2) 各現場の報告先

施設長を報告先とする

ただし施設長と連絡が取れない場合は上司に報告する

(3) 報告方法の多様化

口頭報告、電話（内線）等通信環境に応じた複数の手段にて報告を行う

緊急時は「緊急連絡網」を利用し家族へ連絡をする

(4) 周知の徹底

朝礼や会議、研修等で報告体制を繰り返し説明する

応急処置を記載した掲示物を見やすい場所に設置する

3. 状況把握・早期発見の仕組み

(1) 複数介護制を行う

入浴介助時はお互いの体調を確認し合う「複数介護制」を行い、異変の早期発見を促進する

4. 緊急対応体制の整備

(1) 緊急連絡網の整備

緊急時に対応できるように家族等の緊急連絡網を整備する

5. 継続的な教育・訓練

(1) 定期研修の実施

報告体制や対応手順について、定期的な研修を実施

6. その他の組織的対応

(1) 体調確認・健康管理

朝礼時や業務開始前に体調確認を実施し、異常があれば作業を控えさせる

(2) 作業環境の管理

気温の定期測定を掲示、暑さ指数に応じた休憩や飲水の体制を整備する

7. 熱中症の発生の対応フロー

(1) 発見・報告

- ・職員自身が熱中症の自覚症状（めまい、頭痛、吐き気、異常な発汗など）を感じた場合、または他の職員は熱中症の疑いがある者を発見した場合は速やかに施設長または上長に報告する

(2) 初期対応

- ・報告を受けた担当者は、ただちに職員を涼しい場所へ移動させる
- ・業務から離脱を指示し、身体を冷却する（冷たいタオルや水、扇風機、氷などを活用）
- ・水分補給を促す

(3) 医療対応

- ・症状が改善しない、または重篤な場合（意識障害、けいれん、高体温など）は、速やかに医師の診察または救急搬送を手配する

(4) 記録・再発防止

- ・発生状況、対応内容を記録し、再発防止策を検討・実施する

(5) 周知・教育

- ・熱中症発生し連絡先や手順は浴室に設置し誰でも確認できるようにする